

新うどん県泊まってかがわ割参画申込書 兼 同意書

私は、以下の内容について同意し、「新うどん県泊まってかがわ割」に参画します。

- (1) 「新うどん県泊まってかがわ割」の内容を理解し、適切に宿泊代金の割引やクーポンの配付等を行います。
- (2) 本事業を実施する事業者は、「新うどん県泊まってかがわ割」に参画しています。
- (3) 県が別途定める「新うどん県泊まってかがわ割」実施要領に従います。
- (4) 事務局が指定する実績内訳シートにより宿泊実績等を管理します。
- (5) 商品の販売に際しては、本事業が国の補助事業を受けて実施していることを明らかにするとともに、本来の価格、割引後の価格（本事業適用後の価格）を明示し、その差額に対し助成があることを消費者が明確に認知できるようにします。
- (6) 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守します。
- (7) 感染予防策を徹底及び実施している旨をホームページや窓口での掲示等で対外的に公表します。
- (8) 店頭来店に際しては直接の対面を避けるなど、感染予防策を講じた上で本人確認を実施します。
- (9) 旅行者に検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、週末も含め、宿泊施設近隣の医療機関や受診・相談センターの指示を仰ぎ、適切な対応をとります。
- (10) 従業員に感染者が出た場合や、旅行者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、事務局に報告を行います。
- (11) 本事業を積極的に広報します。
- (12) 対象商品の販売に際しては、県が預託するクーポンに有効期間を記載し、旅行者一人泊当たり上限2,000円分（日帰り旅行商品の場合は一人当たり上限2,000円分）を配布します。また、配布にあたっては、旅行者に受領確認を行う等、正確にクーポンを配布のうえ、適切に管理します。
- (13) 旅行者が対象商品を利用するに際しては、旅行者の居住地確認を必ず行います。
- (14) 事務局が求める販売計画及び実績等の報告を行います。
- (15) 事務局が必要に応じて報告や立入等の調査を求めた場合には、これに協力します。
- (16) 対象商品の販売やクーポンの配布に関して不正受給等を行っていることや、金額の相違等が生じた場合が判明した際には、返還請求に応じるとともに、法人名等の公表に応じます。
- (17) 本事業に係る経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにします。
- (18) 本事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、交付を受けた年度の翌年度から5年間保管します。
- (19) 参画者等（代表者の他、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等）は、暴力団（香川県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）に該当しません。

令和 年 月 日

参画申込する旅行代理店

事業者名 (法人名等)		所在地	
代表者名	(職)	(氏名)	